

国保の高額療養費

自己負担額を引き上げる

九月一日から四万五千元
 来年一月から五万一千円

高額療養費の支給額が改定されます。

今年までお医者さんにかかって一ヶ月に支払った医療費の額が三万九千円を超えた分については、高額療養費として払い戻しをしております。

この制度が九月から治療を受けた医療費については四万五千円を超えた分となりました。

又、来年一月から治療を受けた医療費については五万一千円を超えた分となります。

計算例

同じ人が同一のお医者さんに治療を受け1ヶ月に45,000円以上支払った場合

十二月分まで
 九月分
 医療費 個人負担割合 支払額
 175,000円 × 0.3 = 52,500円
 52,500円 - 45,000円 = **7,500円** ←高額療養費

一月からは
 五十八年
 医療費 個人負担割合 支払額
 175,000円 × 0.3 = 52,500
 52,500円 - 51,000円 = **1,500円** ←高額療養費

郷土の文化財を守ろう

文化財保護強調月間
 11月1日～7日



木造薬師如来立像(福秀寺)

もう一度見直そう国保医療費を……

件数	種類	費用額 万円
500件		500万 1,000万
38	がん	283
101	糖尿病	105
55	精神病	266
969	高血圧	1,434
542	のど・鼻	373
221	胃・十二指腸	437
122	じょうい臓	466
201	皮膚病	156
252	骨折・腰痛	294
95	けが	136
350	神経・眼・耳	242
841	その他	978
総件数 3,671件	合計	総医療費 47,975,050円

上の表は、今年五月にみなさんが医者にかかった診療状況を病類別に表わしたものです。このように一ヶ月に約四千八百万円の医療費がかかり、この医療費の一部にみなさんの保険税があてられています。こうしたことから医療費が増加すればこれを補う保険税も増加し、被保険者の負担が大きくなるばかりです。みなさんの負担が大きくなるように医療費に関心をもち、「ムダ」なく有効に使われているかも一度医療費を見直してみようではありませんか。